

第4章 方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要及び知事の意見並びに事業者の見解

4.1 意見書の提出による意見の概要及び事業者の見解

「青森市清掃施設(新ごみ処理施設)建設事業に係る環境影響評価方法書」について、青森県環境影響評価条例(平成 11 年青森県条例 56 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき行った方法書の縦覧期間及び縦覧場所は表 4.1-1 に示すとおりである。

また、青森県環境影響評価条例(平成 11 年青森県条例 56 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき、意見書が 1 通提出された。

意見の概要及び意見についての事業者の見解を表 4.1-2(1)～(3)に示す。

表 4.1-1 方法書の縦覧期間・縦覧場所

縦覧期間	平成 19 年 10 月 22 日から平成 19 年 11 月 21 日
縦覧場所	青森市役所情報公開コーナー (青森市中央一丁目 22-5)
	青森市役所柳川庁舎清掃管理課 (青森市柳川二丁目 1-1)
	駅前再開発ビル(通称アウガ)4 階
	情報プラザ市政情報提供コーナー (青森市新町一丁目 3-7)
	西部市民センター (青森市新城字平岡 163-22)
	青森市役所浪岡事務所市民課 (青森市浪岡大字浪岡字稲村 101-1) 青森市ホームページにも掲載

表 4.1-2(1) 意見書の概要及び意見についての事業者の見解

意見の概要	事業者の見解
<p>1. 「影響評価書報告書」の提出期限は何年何月か。また、調査実行者は「日本工営株式会社」が担当するのか。</p>	<p>今後の手続きの状況によりますが、現時点では平成 21 年度末を予定しています。調査を含めた環境影響評価は、日本工営(株)が担当します。</p>
<p>2. 方法書の中では既存の資料等を活用する方向で現地調査が行われるようであるが、資料がとりまとめられてから相当の年数が経過し、あるいはより広域的な見地からの資料となっているものもある。例えば植生分布図などは現況とかけ離れた区分図になっているのではないかと思われる。当該箇所の植生区分では「スギ・ヒノキ・サワラ植林地」に該当することになっているが、現地周辺では「ヒノキ・サワラ」などの植栽は現在も過去にも行われたことは無いのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、文献によっては調査から年数が経過しているものもあるため、環境影響評価にあたっては、既存資料調査に加え、現地調査を実施し、対象事業実施区域及びその周辺の環境についての把握に努め、その結果を「第 7 章 調査、予測及び評価の結果」に示しました。 なお、現地調査結果を踏まえた対象事業実施区域及びその周辺の現存植生図は図 7.10-3 に示すとおりであり、対象事業実施区域にはコナラ群落やスギ植林が分布しています。</p>
<p>3. 既存の調査記録で沖館川流域で「カラカネイトンボ」が記録されているとあるが、どのような文献に依るものか。近年は青森市内からは絶滅したのではないか。</p>	<p>ご指摘の点につきましては、「第 2 回自然環境保全基礎調査」(1981 年、環境庁)に記載されています。</p>
<p>4. 具体的な水生生物の調査ポイントとして S1、S2、S3、S4、S5 が予定調査箇所となっているが(方法書 p.160)、S1、S2 周辺には青森県レッドデータブックに記載されている絶滅危惧種が生息している可能性があるため調査ポイントを増やすべきではないか。</p>	<p>S1 は対象事業実施区域上流側を、S2 は調整池からの放流先となる支川を、S3 は二股川の一般廃棄物最終処分場下流側を、S4 は調整池からの放流先となる支川と二股川が合流した後の代表地点として選定したものです。また、水生生物の調査にあたっては、これらの定点調査の他、任意踏査を行い、対象河川における水生生物相の把握に努めました。</p>
<p>5. また、絶滅危惧種の生息が確認された場合、如何なる処置を講ずるのか伺いたい。また、二股川は既存の処理場からの汚水漏出があると思われるが市の見解を伺う。市の測定値でも処分場出口付近の pH 値は 8 に近い数値を示していると聞いている。また、「6 段階臭気強度表示法」でも 3~4 に相当するのが現況ではないだろうか。</p>	<p>本事業の環境影響評価にあたり、対象事業実施区域及び周辺の動植物の現況調査を実施しました。現況調査において生息・生育が確認された絶滅危惧種等の重要種に対する本事業による影響の予測・評価結果は、「7.10 陸生植物」、「7.11 陸生動物」に示したとおりです。特に、影響を受ける恐れのある種については移植、移送、標識の設置、関係者への安全運転教育、モニタリング等の環境保全措置を講ずることから、重要種に対する事業影響は回避・低減できるものと考えます。 また、処分場からの二股川への汚水漏水については、二股川の処分場横断部に設置されているボックスカルバートにおいて年に 1 回、目視点検を行っていますが、平成 5 年に改修工事を施して以降、漏水は確認されておりません。また、二股川の処分場上流部と下流部において定期的に実施している水質検査においては平成 20 年度の平均値は、上流部、下流部共に pH7.4 となっています。 臭気につきましても、ごみを埋め立てる際には十分な覆土を施すなど、臭気防止対策をとっており、処分場に関する悪臭の苦情も寄せられていないことから、「6 段階臭気強度表示法」でも臭気強度 3~4 に相当する臭気は発生していないと思われま</p>

表 4.1-2(2) 意見書の概要及び意見についての事業者の見解

意見の概要	事業者の見解
<p>6. 近隣(森の広場)の植物調査(青森・草と木の会)が行われ、約 400 種の植物が記録されている。また、個人の取りまとめではあるが、「青森県野生植物目録」(細井幸兵衛著)などがあるが参考にするのか。</p>	<p>既存資料調査として、対象事業実施区域及び周辺における動・植物の生息・生育情報や国・県・市レベルの注目すべき種に係る情報について、公の文献等を収集・整理しました。ご指摘のありました「森の広場」は、調査地域(取付道路を含むごみ処理施設用地からおおよそ 500m の範囲)外にあたることから、当該広場の植物記録は近隣の生育情報として参考とさせていただきます。「青森県野生植物目録」(細井幸兵衛著)は、県内の植物目録として、確認種の分布情報のチェック等の参考としています。</p>
<p>7. 処分場の建設にあたって緑化工事は種子の吹き付けを行うことになっているが、使用する種子は何か。田代付近の道路法面に外国産の種子が使用されたため、生態系に攪乱を起こしている例もあるので注意が必要である。</p>	<p>現時点で想定しています緑化樹種は、「第 2 章 対象事業の目的及び内容 2.2 対象事業の内容 2.2.4 設置されることとなる施設の概要(2)主要施設の内容 9)緑化計画」に記載したとおり、コナラ、ミズナラ、シバ、ススキ、ヨモギ等、対象事業実施区域及び周辺で生育の確認されている在来種を中心とした樹種を想定しています。</p>
<p>8. 予定地への事前立ち入りは可能か。個人あるいは団地で現地見学したいのだが、可能であれば説明を受けたい。</p>	<p>鷹森山、女蛇山を通る林道から事業対象事業実施区域への立ち入りは可能です。現地見学については、予め連絡戴ければ、計画概要等の説明をすることは可能です。</p>
<p>9. 田子の不法投棄物を運搬焼却している鶴ヶ坂の RER の煙突から排出されている排気ガスで立木の枯損被害が現れているが当該施設にその危険性は無いのか。</p>	<p>本事業では、公害防止のため、排出ガスについては、関係法令で定められている基準値を下回る自主基準値を設け、周辺環境への配慮徹底を図る計画です。 煙突排ガスによる周辺での有害物質濃度についての予測結果は、「7.1 大気質 7.1.3 廃棄物の処理、有害物質等の使用・排出」に記載したとおり、いずれの物質とも最大着地濃度において環境基準の長期的評価及び短期的評価の基準を下回ると予測されます。また、ごみの焼却にあたっては適切な燃焼管理、定期的な施設の保守点検を実施することにより煙突排ガスによる大気への影響低減に努めます。</p>
<p>10. RER の焼却炉と予定焼却炉との構造上の差異はあるのか。</p>	<p>RER の焼却炉は、ガス化溶融炉であり、現在予定している 3 方式の 1 方式と同方式です。本事業では、今後、3 方式について、信頼性、安全性、安定性、耐久性、経済性の観点から最終的に事業者選定の段階で決定する計画としているため、現時点での構造上の差異についてはお答えできる段階にはありません。</p>

表 4.1-2(3) 意見書の概要及び意見についての事業者の見解

意見の概要	事業者の見解
<p>11. 焼却場は公害の発生が絶対に無いと保証するのであれば市の中心部に建設すればゴミの収集コスト、廃熱の有効利用などメリットが大きいと思うが、何故に郊外の自然を破壊してまで建設しなければならないのか。むしろ、ゴミもエネルギー資源と考える発想の転換が必要な時代ではないのか。そして市の中心部にエネルギーセンターを建設し発生する熱エネルギーの有効活用を図るべき時代では無いだろうか。</p>	<p>対象事業実施区域の選定については「第2章 対象事業の目的及び内容 2.2 対象事業の内容 2.2.2 対象事業の実施区域及び対象事業実施区域の選定経緯」に示したとおり、市民にとって安全で安心な生活環境の確保や、自然状況、社会的状況といった条件について検討した結果、当該区域を選定いたしました。</p> <p>本事業では、ご指摘の点も踏まえ、老朽化の進んだ現ごみ処理施設に代わり、再生可能資源やエネルギー回収に重点をおいた施設整備を図る計画としています。</p>

4.2 方法書についての知事の意見及び事業者の見解

「青森市清掃施設(新ごみ処理施設)建設事業に係る環境影響評価方法書」について、青森県環境影響評価条例(平成11年青森県条例56号)第10条第1項の規定に基づき、青森県知事より環境の保全の見地からの意見が述べられた。

青森県知事の意見及び意見についての事業者の見解を表4.2-1(1)～(2)に示す。

表 4.2-1(1) 青森県知事の意見及び意見についての事業者の見解

青森県知事の意見	事業者の見解
<p>1. 焼却施設が停止する頻度及び焼却施設停止時の生活排水の量並びに二股川の水量の状況を明らかにした上で、「取水・揚水・排水等」を影響要因とする「水象」を環境影響評価項目とすることについて検討を行い、その結果を環境影響評価準備書において明らかにすること。</p>	<p>焼却施設の停止期間は最大で85日間です。また、焼却施設停止時の生活排水は約0.458m³/時、二股川の水量(連続観測地点)の現地調査結果(年平均流量)は約430m³/時(0.12m³/秒)であり、生活排水による二股川への負荷は0.11%と1%にも満たないことから、影響は小さく「取水・揚水・排水等」を環境要因には選定しません。</p>
<p>2. 緑化計画については、周辺の動植物及び景観に配慮する必要があることから、潜在自然植生に留意して植栽する樹木や吹き付けを行う種子の種類の検討を行い、その結果を環境影響評価準備書において明らかにすること。</p>	<p>緑化計画の策定にあたっては、現地調査により把握しました計画地及び周辺の植物相、植生に留意し、在来種を中心として植栽する樹木や吹き付け種子の候補となる種を選定し、「第2章 対象事業の目的及び内容 2.2 対象事業の内容 2.2.4 設置されることとなる施設の概要(2)主要施設の内容 9)緑化計画」に記載しました。</p> <p>なお、具体的な植栽樹木や吹き付け種子の種類については、準備書に示した候補を参考に、今後選定する新ごみ処理施設の建設・運営事業者により、検討・決定します。</p>
<p>3. 事業者が実施している一般廃棄物の収集運搬、焼却等の中間処理及び埋立処分において公害苦情が発生した事例がある場合は、その内容及び対応の概要を明らかにした上で、必要に応じて本事業に係る環境保全対策を検討し、その結果を環境影響評価準備書において明らかにすること。</p>	<p>青森市が実施している一般廃棄物の収集運搬、焼却等の中間処理及び埋立処分において、これまで、公害苦情が発生した事例はありません。</p>

表 4.2-1(2) 青森県知事の意見及び意見についての事業者の見解

青森県知事の意見	事業者の見解
<p>4. 「3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況」については、既存資料の調査結果の記述が不十分であることから、既存資料の調査結果を十分に整理するとともに、専門家に意見を聞くなどにより現地調査を適切に実施した上で、動植物及び生態系に対する影響を予測及び評価し、その結果を環境影響評価準備書において明らかにすること。</p>	<p>現地調査にあたっては、既存資料の調査結果を十分に整理するとともに、専門家に意見を聞いた上で現地調査を適切に実施しました。その上で、動植物及び生態系に対する影響を予測及び評価し、その結果を「7.10 陸生植物」、「7.11 陸生動物」、「7.12 水生生物」、「7.13 生態系」に記載しました。</p>
<p>5. 対象事業計画地内の二股川支流の取扱いが明らかにされていないことから、当該取扱いを明らかにした上で、「改変後の河川・湖沼・海域」を影響要因とする環境影響評価項目の選定について検討を行い、その結果を環境影響評価準備書において明らかにすること。</p>	<p>対象事業実施区域北側の二股川支流には、防災調整池（約 8,000m³）を設置し、洪水時には一時的に貯留することになりますが、通常時はオリフィス管を通して、防災調整池への流入水は常時、下流に流れる構造とする計画であり、改変後も現況と同様、河川機能は維持されると考えられることから、環境影響評価項目には選定しません。 なお、二股川支流の改変による影響は、「改変後の地形・樹木伐採後の状態」を影響要因とする環境影響評価項目において調査、予測及び評価しました。</p>
<p>6. 景観の評価については、「青森市景観計画」（大規模行為景観形成基準含む）、「青森市公共事業景観形成基準」及び「青森市景観形成ガイドライン」とも整合が図られているかを検討し、その結果を環境影響評価準備書において明らかにすること。</p>	<p>景観の評価は、「青森市景観計画」（大規模行為景観形成基準含む）に加え、「青森市公共事業景観形成基準」及び「青森市景観形成ガイドライン」との整合についても行き、その結果を「7.14 景観」に記載しました。</p>
<p>7. 現有の梨の木清掃工場及び三内清掃工場の2ヶ所のごみ処理施設に代わって、今回計画の新ごみ処理施設が稼動することにより、ごみ搬入車両が排出する温室効果ガス等の量が変化すると考えられることから、現状と新ごみ処理施設稼動後におけるごみ搬入車両が排出する温室効果ガス等の量について調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書において明らかにすること。</p>	<p>現状と新ごみ処理施設稼動後におけるごみ等搬入車両が排出する温室効果ガス等の量について調査、予測及び評価を行い、その結果を「7.17 温室効果ガス等」に記載しました。</p>

第5章 準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要、説明会に参加した者から述べられた意見の概要及び知事の意見並びに事業者の見解

5.1 意見書の提出による意見の概要及び事業者の見解

「青森市清掃施設(新ごみ処理施設)建設事業に係る環境影響評価準備書」について、青森県環境影響評価条例(平成 11 年青森県条例 56 号)第 16 条第 1 項の規定に基づき行った準備書の縦覧期間及び縦覧場所は表 5.1-1 に示すとおりである。

また、青森県環境影響評価条例(平成 11 年青森県条例 56 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、意見書が 2 通、30 件の意見が提出された。

提出された意見のうち環境の保全の見地からの意見の概要及び意見についての事業者の見解を表 5.1-2(1)～(2)に示す。

表 5.1-1 準備書の縦覧期間・縦覧場所

縦覧期間	平成 21 年 9 月 16 日から平成 21 年 10 月 15 日
縦覧場所	青森市役所情報公開コーナー (青森市中央一丁目 22-5)
	青森市役所柳川庁舎清掃管理課 (青森市柳川二丁目 1-1)
	駅前再開発ビル(通称アウガ)4 階
	情報プラザ市政情報提供コーナー (青森市新町一丁目 3-7)
	西部市民センター (青森市新城字平岡 163-22)
	青森市役所浪岡事務所市民課 (青森市浪岡大字浪岡字稲村 101-1)
	青森市ホームページにも掲載

表 5.1-2(1) 意見書の概要及び意見についての事業者の見解

	大項目	小項目	住民意見概要	事業者の見解
1	事業計画	事業計画	生成されるスラグの利用技術は確立されていません。しかも有害物質であるとも指摘されています。もう一度現状維持のまま、最新のごみ焼却プラントのあり方を再検討されるように要望します。	スラグにつきましては土木資材、建設資材として広く利用され、全国的にも年々その利用普及が図られているところでありますが、新ごみ処理施設においても各種の基準やJIS規格に適合したスラグを生成し、有効利用を図ることとしております。
2	事業計画	スラグ	新焼却炉で生成されるスラグは先例地において未利用のまま野積み状態になっているといわれています。その中には多量の重金属などが含まれ危険物とされている様ですが理解されておられるのでしょうか？	スラグは土木資材、建設資材として広く利用され、全国的にも年々その利用普及が図られているところでありますが、新ごみ処理施設においても各種の基準やJIS規格に適合したスラグを生成し、土木資材、建設資材等としての有効利用を図ることとしております。また、発生するスラグについては、ストックヤードの建屋で保管するとともに、ストックヤードへの搬送段階においても、雨水にさらされることがないように適切な管理を行います。
3	事業計画	防災調整池	防災調整池は生物多様性を全く保障していないばかりか汚染水が河川に流入する恐れが多分にあります。	新ごみ処理施設ではプラント排水等をクロードシステムにより施設内で循環再利用することとしております。その為、防災調整池については、新ごみ処理施設用地に降った雨や保守点検等による施設停止時に浄化槽で処理された生活排水を調整して二股川へ排水するものであり、プラント排水を調整して二股川へ排水するものではありません。また、二股川への排水による影響については、今回の環境影響評価において、影響は極めて小さいと予測・評価しております。
4	調査結果	水生生物	生物調査についても調査時期・調査地点の不足から当然生息が予想される生物（日本ザリガニ＝絶滅危惧種）が見つかっていないなど疑問に思われる点もあります。	現地調査の実施にあたっては、青森県環境影響評価技術指針マニュアルに沿った現地調査を実施しております。また、文献調査等においてニホンザリガニの生息の可能性については把握したうえで現地調査を実施いたしましたが、今回の現地調査においては確認されておられません。

表 5.1-2(2) 意見書の概要及び意見についての事業者の見解

	大項目	小項目	住民意見概要	事業者の見解
5	調査結果	標本	調査結果発見された標本はどちらに保管されているのでしょうか？	現在は、日本工営㈱で保管していますが、委託業務終了後は市が保管します。
6	予測・評価	大気質	プラスチックを高温焼却すればダイオキシンは分解されるといわれますが、炉外に出てから冷却時分解されずに残っているベンゼン環に再び無機塩素がついてダイオキシンが再合成されるといわれています。	ご指摘のとおり、焼却施設から排出する排ガスの冷却過程で、ダイオキシン類が再合成される場合があります。 再合成に対する対策としては、以下の方法があり、当該施設においても、これらの対策を図るものとします。 250～400 の温度領域において、排ガスを急速冷却し、再合成を防止する。 飛灰等を集塵過程で十分に除去する。 また、施設稼動時は、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、煙突（排出口）における冷却後の排ガス中のダイオキシン濃度を規制しています。当該施設では、規制基準を上回るより厳しい自主基準を設定し、自主基準を遵守することとしています。
7	予測・評価	陸生植物 陸生動物 水生生物	近隣にごみ処理関連施設の多い地域にさらに新焼却場を建設しようとしている。この事は周辺の生物多様性を著しく破壊する事になり、「生物多様性条約」の趣旨にも反する行為と見なされます。	新ごみ処理施設の建設による周辺への影響については、環境影響評価の実施により周辺へ与える影響を予測・評価し、影響の大きいと評価された項目については回避・低減策を講ずることとしております。また、その回避・低減策に不確実性があるものについては事後調査を実施し、必要に応じて対応することとしております。
8	予測・評価	生態系	ハチクマおよびオオタカなどは生態系の上位種で全国的にも個体数の少ない貴重種です。ハチクマ、オオタカが生息可能な地域は、広いコナラ、ミズナラなどの森林と草原に生息する齧歯類や水辺のカエルなど両生類の生息が必須の条件になります。それが、先述の様にこの地域全体の環境悪化は言語に絶するほどです。	ハチクマ、オオタカを含め、対象事業実施区域の生態系についても、今回の環境影響評価において影響は極めて小さいと予測・評価しております。また、環境保全対策として対象事業実施区域周辺の緑との調和を図り、生態系に及ぼす影響を低減するために、極力、原植生を考慮して緑化・植栽を行います。造成法面については、種子の吹き付け等による緑化を行うとともに、周辺緑地と造成法面との間は約 10m の緩衝緑地を確保します。

5.2 説明会に参加した者から述べられた意見の概要及び事業者の見解

「青森市清掃施設(新ごみ処理施設)建設事業に係る環境影響評価準備書」について、青森県環境影響評価条例(平成11年青森県条例56号)第17条第1項の規定に基づき実施した説明会の開催状況は表5.2-1に示すとおりである。

説明会に参加した者から述べられた意見の概要及び事業者の見解を表5.2-2(1)～(2)に示す。

表 5.2-1 準備書の説明会の開催状況

説明会の開催状況	場 所：西部市民センター1F 和風会議室 1、2 (青森市新城字平岡 163-22) 日 時：平成21年10月5日(月)18:00～20:15 出席者：23名
----------	--

表 5.2-2(1) 説明会に参加した者から述べられた意見の概要及び事業者の見解

	大項目	小項目	住民意見概要	事業者の見解
1	事業計画	排水	新ごみ処理施設からの汚水が、現在の一般廃棄物処分場からの汚水と一緒にすることで、下流はさらに水が汚くなるのではないかと。洗車した水や、貯水池からの水が二股川に流れるのではないかと。	施設稼働時には、洗車した水等、排水は施設内で循環再利用するため、二股川には流れません。メンテナンス等の施設停止時に発生する生活排水は、浄化槽で基準以下まで処理した後に防災調整池から二股川へ放流する為、防災調整池から流れる水は通常時は雨水のみです。
2	事業計画	排水	汚水の処理に関して、田子の汚水処理を参考にしてほしい。田子の事例をアセスで活用してほしい。	排水については、二股川に放流することはありません。
3	調査結果	陸生動物	ヒバカリの写真は現地で撮影したものか。県内では確認例が少ない。	写真は、図鑑のものを利用しました。ヒバカリは目視による確認です。
4	調査結果	陸生動物	目視だけでは不十分だと思う。調査は爬虫類の専門家が担当したのか。調査した専門家の名前を教えてください。このような調査は間違いが多い。貴重種で間違いがあると地元の我々が困る。生息地点を教えてください。	調査は、それぞれの専門家が実施しました。調査した専門家の名前までは教えられません。生息地点は、保護の観点から公表していません。
5	調査結果	水生生物	底生生物について、「sp」が多いので、種名まできちんと特定してほしい。トビケラもありふれた種しか記載されていない。三岐腸類プラナリア（渦虫綱の一種）本州全体で8種程度であるが、何の種がいるのか。専門家がみればわかるはずである。	底生生物は、3回調査を実施しました。大型のものは同定しています。小型のものは、できる限り同定に努めていますが、精度の問題があり間違いのない範囲で記載していません。また、分類学自体が発展途上であること、同定作業はお金がかかることもあり、アセスの関係上、希少性の観点から判断せざるを得ないことなどから、あまり小型のものまでは同定できないのが現状です。
6	調査結果	水生生物	底生生物について、どんな種が確認されたかだけで、量的な調査結果が記載されていない。	底生生物については、定量的及び定性的に調査を行いました。
7	調査結果	標本	種名がわからないなら標本を取ってほしい。	標本は取っています。
8	調査結果	標本	青森市は、アセスの担当会社に標本の保存をお願いしてほしい。	現在は、日本工営(株)で標本を保管していますが、委託業務終了後は市が保管します。

表 5.2-2(2) 説明会に参加した者から述べられた意見の概要及び事業者の見解

	大項目	小項目	住民意見概要	事業者の見解
9	予測・評価	大気質	西部地区には既に田子の産業廃棄物焼却施設が稼働している。西部地区の排気ガスが短期間では基準以下でも、長期的には、連続して排出されることにより影響が蓄積する。風を考慮すると、どこに影響が出るのか。	年間の風向、風速を考慮して予測を行った結果、計画地の南東側 1km あたりが最大になると考えます。予測事業の実施により付加される汚染物質の濃度は小さく、影響は小さいと考えます。
10	予測・評価	陸生動物	ロードキルを防止するために注意を喚起するだけでは問題である。	事後調査の結果、環境保全措置が不足であるとなった場合には、新たな回避・低減措置を図ります。
11	予測・評価	陸生動物 水生生物	道路の側溝により、爬虫類がいなくなることが多いので対策してほしい。 特定の貴重種だけでなく、普通種も大切だと思うので、普通種にも配慮して欲しい。	工事中及び供用開始後において、環境に配慮していきます。 また、道路整備にあたっては、道路周辺を含めた敷地内緑化や法面緑化や、小動物の落下防止や移動を可能とした側溝への蓋かけ、市道から約 350m の範囲の取付道路の整形については、必要最小限の改変に留める等、対応が可能な箇所について、できる限り陸生動物に配慮します。
12	予測・評価	水生生物	スナヤツメを二股川に移送することであるが、移送先がスナヤツメの生息できる環境かどうかを調査しているのか。	現地調査で確認された場所を中心に移送する予定です。 場所、時期等の具体的な内容については、専門の先生に相談しながら行います。
13	事後調査	事後調査	事後調査やモニタリング調査の結果は公表するのか。	事後調査やモニタリング調査の結果は、皆さんに周知しながら、公表していきます。

5.3 準備書についての知事の見解及び事業者の見解

「青森市清掃施設(新ごみ処理施設)建設事業に係る環境影響評価準備書」について、青森県環境影響評価条例(平成11年青森県条例56号)第20条第1項の規定に基づき、青森県知事より環境の保全の見地からの意見が述べられた。

青森県知事の見解及び意見についての事業者の見解を表5.3-1(1)～(2)に示す。

表 5.3-1(1) 青森県知事の見解及び意見についての事業者の見解

青森県知事の見解	事業者の見解
<p>1. 本事業においては、民間事業者が施設の設計・施工、維持管理・運営を行うDBO方式を導入する予定であり、環境影響評価書の公告・縦覧後に処理方式等の事業計画が確定するものであることから、事業計画の決定時には、計画内容等について準備書に記載したとおり公表等の手続きを行うとともに、速やかに県及び関係市に報告すること。</p>	<p>本事業では、DBO方式による整備・運営手法を用いる予定であるため、環境影響評価書の告示・縦覧後に処理方式等の事業計画が確定した時には、計画内容等について環境影響評価書に記載したとおり公表等の手続きを行うとともに、速やかに県及び関係市に報告します。</p>
<p>2. DBO方式の導入に当たっては、事業の実施の各段階において、環境保全対策及び環境保全措置、並びに事後調査及びモニタリング調査の実施主体が異なることから、各実施主体に対して準備書に記載した内容の周知徹底を図り、十分な指導監督に努めること。</p>	<p>DBO方式の導入に当たっては、事業の実施の各段階において、環境保全対策及び環境保全措置、並びに事後調査及びモニタリング調査の実施主体が異なりますが、青森市が事業責任者として、各実施主体に対して環境影響評価書に記載した内容の周知徹底を図り、十分な指導監督に努めます。</p>
<p>3. 事業の実施においては、環境影響評価に基づき、環境への影響に配慮し、環境保全対策及び環境保全措置を適切かつ確実に実施するとともに、新たに環境に影響を及ぼす事実が生じた場合には、速やかに県及び関係市に報告し、専門家の指導・助言を受ける等により適切な措置を講じること。</p> <p>また、住民等からの苦情が生じた場合は速やかに対応し、適切な措置を講じること。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、環境影響評価書に記載のとおり、環境への影響に配慮し、環境保全対策及び環境保全措置を適切かつ確実に実施するとともに、新たに環境に影響を及ぼす事実が生じた場合には、速やかに県及び関係市に報告し、専門家の指導・助言を受ける等により適切な措置を講じます。</p> <p>また、住民等からの苦情が生じた場合は速やかに対応し、適切な措置を講じます。</p>
<p>4. 仮設調整池の設置及び使用終了後の原状復旧における工事の内容を明らかにするとともに、当該工事に伴い環境への影響が予想される場合には、その影響を予測・評価し、その結果を環境影響評価書に記述すること。</p>	<p>仮設調整池の設置及び原状復旧における工事の内容については「第2章 対象事業の目的及び内容 2.2 対象事業の内容 2.2.4 設置されることとなる施設の概要 (3)工事計画 2)造成工事 仮設調整池工事」に記載しました。</p> <p>また、当該工事に伴い濁水等、周辺環境への影響はないものと考えます。</p>

表 5.3-2(2) 青森県知事の意見及び意見についての事業者の見解

青森県知事の意見	事業者の見解
<p>5.環境保全措置として実施することとしている重要な種（スナヤツメ及びニホンカワトンボ）の移送について、二股川の支流を含めた適切な移送先を検討し、その結果を環境影響評価書に記述すること。</p>	<p>直接改変区域内に生息する重要な種（スナヤツメ及びニホンカワトンボ）の移送先については、事業による影響を受けない対象事業実施区域の上流側の生息確認地点周辺が良いと考えられるが、上流側は川幅や流量が小さく生息に適した環境が限られていることから、上流側だけでなく下流側の生息確認地点周辺及び、生息確認地点周辺に流入する支沢も視野に入れ検討し、移送先の選定及び移送については、現地確認を含め、専門家の助言・指導を受けながら移送する旨を「第7章 調査、予測及び評価の結果 7.12 水生生物 7.12.1 工事に伴う排水、改変後の地形・樹木伐採後の状態 (2) 予測及び評価の結果」に記載しました。</p>
<p>6.土地の造成に伴い生じる切土法面において、軟弱な地層である鶴ヶ坂層強風化部（Tpt-vw）が露出する部分があることから、切土法面において露出する地層の種類及び位置を明らかにするとともに、軟弱な地層を考慮した予測・評価を行い、その結果を環境影響評価書に記述すること。</p>	<p>土地の造成に伴い生じる切土法面のうち、施設用地南西側の取付道路末端付近には、砂質土に相当する鶴ヶ坂層風化部（Tpt-w）、鶴ヶ坂層強風化部（Tpt-vw）がみられることから、鶴ヶ坂層風化部（Tpt-w）、鶴ヶ坂層強風化部（Tpt-vw）が露出する部分の法面勾配については、鶴ヶ坂層（Tpt）が露出する部分の勾配（1：1.0）よりも緩い勾配（1：1.2）とすることにより、斜面の安定性を確保する旨を、「第7章 調査、予測及び評価の結果 7.8 地形・地質 7.8.1 土地の造成・樹木の伐採等 (2) 予測及び評価の結果」に記載しました。</p>
<p>7.陸生植物の現地調査結果について、確認した植物種を専門家に確認するなどにより適切に修正した上で、陸生植物に及ぼす影響を予測・評価し、その結果を環境影響評価書に記述すること。</p>	<p>陸生植物の現地調査結果については、野帳、入力データの再チェック、青森県の植物目録による分布情報の確認及び、写真等による専門家の確認を行いました。修正した調査結果を「第7章 調査、予測及び評価の結果 7.10 陸生植物 7.10.1 改変後の地形・樹木伐採後の状態 (1)調査結果」に記載しました。</p> <p>なお、修正した植物種はいずれも重要種ではないため、予測・評価の結論に変更はありません。</p>